

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 1 回競技運営専門委員会 次第

令和 4 年 1 月 25 日 (火) 13 : 30 ~

奈良県コンベンションセンター 206 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

設立総会、第 1 回総会、第 1 回常任委員会概要及び議決事項

5 審議事項

(1) 競技運営専門委員会で主に審議等を行う事項 (案)

(2) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成 (案) に
ついて

6 その他

7 閉 会

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 1 回 競技運営専門委員会

令和 4 年 1 月 2 5 日（火）

奈良県コンベンションセンター

2 階 2 0 6 会 議 室

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会 競技運営専門委員会 専門委員名簿 (15名)

(敬称略)

分野	機関・団体名	役職	氏名
1	(公財) 奈良県スポーツ協会	専務理事	米田 康彦
2	奈良県障害者スポーツ協会	事務局長	前田 健彦
3	(一財) 奈良陸上競技協会	専務理事	山岡 道弘
4	(一社) 奈良県水泳連盟	副会長	坂口 庄一
5	(一社) 奈良県バスケットボール協会	常務理事	服部 和明
6	奈良県バレーボール協会	理事長	中西 敬雄
7	(一社) 奈良県卓球協会	理事長	藤井 敬三
8	奈良県ソフトボール協会	副理事長	福本 昇
9	NPO法人奈良県レクリエーション協会	副会長	中和田 裕二
10	奈良県高等学校体育連盟	理事長	西岡 健
11	奈良県中学校体育連盟	理事長	福田 親敏
12	学識経験者 天理大学体育学部	准教授	松山 尚道
13	奈良県スポーツ振興課	課長	木村 茂和
14	奈良県障害福祉課	課長	東川 富成
15	奈良県保健体育課	課長	稲葉 功

令和4年1月25日(火)

奈良県コンベンションセンター 206会議室

副委員長
◎

委員長
◎

福本 委員◎			◎米田 委員
中和田 委員◎			◎前田 委員
西岡 委員◎			◎山岡 委員
福田 委員◎			◎坂口 委員
東川 委員◎			◎服部 委員
稲葉 委員◎			◎中西 委員
木村 委員◎			◎藤井 委員
事務局			

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会
第 1 回 競技運営専門委員会 資料目次

《 審議事項 》

- (1) 競技運営専門委員会で主に審議等を行う事項 (案) . . . P 2、3
- (2) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成 (案) について . . . P 8
 - ・国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準 . . . P 4～6
(日本スポーツ協会 令和 2 年 10 月 15 日 改定)
 - ・参考資料：2028 長野大会 審判員・要資格運営員養成目標数 . . . P 7

《 決定した方針等 》

- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則 . . . P 10～14
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会組織図 . . . P 15
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針 . . . P 16
- 総会から常任委員会への委任事項 . . . P 17
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程 . . . P 18、19
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等編成基本方針 . . . P 20、21
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針 . . . P 22
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本計画 . . . P 23、24

競技運営専門委員会で主に審議等を行う事項(案)

1. 実施競技の選定立案に関すること

- ・実施競技選択基本方針（2022年：開催9年前）
- ・国スポ公開競技・デモスポ実施競技及び、障スポ・障スポオープン実施競技の検討・選定（2022年～2024年：開催9～7年前）

2. 競技の企画運営の計画立案に関すること

- ・競技運営基本方針（2022年：開催9年前）

3. 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること

- ・審判員・要資格運営員養成計画（2022年：開催9年前）

4. 競技用具の整備計画立案に関すること

- ・競技用具整備基本方針（2022年：開催9年前）
- ・競技用具整備要項及び整備計画（2023年：開催8年前から随時）

5. デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること

- ・公開競技・デモンストレーションスポーツ実施基本方針
（2022年：開催9年前）

6. その他競技に係る事項の計画策定に関すること

- ・リハーサル大会開催基準要項（2027年：開催4年前）
- ・リハーサル大会（2030年～2031年：開催1年前～開催年）

※（ ）は審議予定期間

競技運営専門委員会の主な審議事項のスケジュール（案）

年 度	大会実施に関すること	競技役員の養成等	競技運営・競技用具整備
2021年 開催10年前	第82～85回 国スポ 「正式競技」の決定（日スポ協） ※4年毎の見直し R4.3月頃	・編成基本方針 ・養成基本方針 ・養成基本計画	
2022年 開催9年前	実施競技選択基本方針 公開・デモスポ実施基本方針	競技役員基礎調査 ↓ 審判員・要資格 運営員養成計画	競技運営基本方針 競技用具整備基本方針
2023年 開催8年前	・国スポ公開競技・デモスポ実 施競技の検討・選定 ・障スポ・障スポオープン 実施競技の検討・選定	開催 8 年 前 よ り 競 技 役 員 等 の 養 成	競技用具整備要項
2024年 開催7年前			競技用具整備計画
2025年 開催6年前	中央競技団体の正規視察		各 競 技 に お い て 適 宜 整 備
2026年 開催5年前	開催内定 国スポ「公開競技」の決定 全障スポ「実施競技」の決定 (日障スポ協)		
2027年 開催4年前	リハーサル大会開催基準要項		
2028年 開催3年前	国スポ「デモスポ」・障スポオープンの決定 会場地総合視察 ↓ 開催決定		
2029年 開催2年前			
2030年 開催1年前	国スポ正式競技 リハーサル大会（プレ大会）		
2031年 （開催年）	全障スポ リハーサル大会（プレ大会） 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催		

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

- (1) 中央競技役員
競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。
- (2) 県内競技役員
開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。
- (3) 近県競技役員
上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

- (1) 交通費
原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。
算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
- (2) 宿泊料金
各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。
期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。
- (3) 諸費
競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。
期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和53年11月7日	制定
昭和59年	第1次改定
平成24年6月1日	第2次改定
平成27年6月11日	第3次改定
平成29年3月2日	第4次改定
平成30年4月1日	第5次改定
令和2年10月15日	第6次改定

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。

各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	// 1	1	
大型映像係	4	// 1		
報道係	11	// 1	1	
ミックスゾーン係	9	// 1		
記録・情報処理員	16	// 1		
印刷係	3	// 1		
場内指令	20	// 1		
会場管理	5	// 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	// 1		
役員係	5	// 1		
補助員係	2	// 1		
来賓・視察員受付	4	// 1		
庶務係	18	// 1	2	
庶務員	7	// 1		
医務係	2	// 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	// 1		
公式計測員	1	// 1		
用器具係	13	// 1		
風力計測員	9	// 1		
練習会場係	20	// 1		
写真判定員	11	// 1		
監察員	34	// 1		
監視カメラ係	2	// 1		
競歩審判員	10	// 1	5	
スターター	13	// 1		
出発係	25	// 1		
衣類運搬係	9	// 1		
周回記録員	18	// 1		
跳躍審判員	40	// 1		
投てき審判員	33	// 1		
光波計測員	3	// 1		
総合得点係	2	// 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準(日本スポーツ協会)

競技団体名		総数	中央からの派遣数	県内の役員数	中央派遣割合(%)
1	陸上競技	448	25		5.6%
2	水泳	共通	19	11	57.9%
		競泳	168	11	6.5%
		飛込	59	12	20.3%
		水球	93	17	18.3%
		AS	66	10	15.2%
		OWS	33	7	21.2%
		小計	438	68	15.5%
3	サッカー	387	65		16.8%
4	テニス	148	6		4.1%
5	ボート	120	20		16.7%
6	ホッケー	79	34		43.0%
7	ボクシング	87	40		46.0%
8	バレーボール	6人制	249	8	3.2%
		ビーチバレー	227	7	3.1%
		小計	476	15	3.2%
9	体操	競技	211	50	23.7%
		新体操	159	17	10.7%
		トランポリン	91	18	19.8%
		小計	461	85	18.4%
10	バスケットボール	313	41		13.1%
11	レスリング	146	55		37.7%
12	セーリング	220	31		14.1%
13	ウエイトリフティング	123	12		9.8%
14	ハンドボール	151	38		25.2%
15	自転車 ※ロード中央兼務	トラック	65	20	30.8%
		ロード	105		0.0%
		小計	170	20	11.8%
16	ソフトテニス	140	9		6.4%
17	卓球	149	9		6.0%
18	軟式野球	209	14		6.7%
19	相撲	130	21		16.2%
20	馬術	200	33		16.5%
21	フェンシング	102	38		37.3%
22	柔道	125	34		27.2%
23	ソフトボール	320	16		5.0%
24	バドミントン	295	13		4.4%
25	弓道	148	1		0.7%
26	ライフル射撃	154	33		21.4%
27	剣道	112	29		25.9%
28	ラグビーフットボール	115	9		7.8%
29	山岳	112	18		16.1%
30	カヌー	共通	9	4	44.4%
		SP	98	18	18.4%
		SL・WW	128	16	12.5%
		小計	235	38	16.2%
31	アーチェリー	91	6		6.6%
32	空手道	175	49		28.0%
33	銃剣道	88	20		22.7%
34	クレー射撃	101	25		24.8%
35	なぎなた	112	26		23.2%
36	ボウリング	127	13		10.2%
37	ゴルフ	158	13		8.2%
38	トライアスロン	111	6		5.4%
39	高校野球	(硬式)	77	3	3.9%
		(軟式)	50	3	6.0%
		小計	238	12	5.0%
合計		7403	1034		14.0%

《 参考:2028 長野大会 審判員・要資格運営員養成目標数 》

第82回国民体育大会 審判員・要資格運営員養成目標数

No.	内訳 競技名	競技 役員数	資格が必要な競技役員数			県外からの派遣数			県内 必要数 ⑦= ③-⑥	開催時 ¹ 従事 見込数 ⑧	不足数 ⑨= ⑦-⑧	養成 ² 目標数
			審判員 ①	要資格 運営員 ②	計 ③= ①+②	中央 ④	近県 ⑤	計 ⑥= ④+⑤				
1	陸上競技	448	448	0	448	25	0	25	423	200	223	290
2	水泳	401	183	83	266	49	29	78	188	85	103	139
3	サッカー	387	82	36	118	68	20	88	30	24	6	8
4	テニス	148	104	4	108	0	0	0	108	0	108	142
5	ボート	120	45	10	55	10	12	22	33	30	3	5
6	ホッケー	79	22	12	34	34	0	34	0	0	0	0
7	ボクシング	84	30	2	32	25	0	25	7	4	3	4
8	バレーボール	245	184	80	264	7	16	23	241	134	107	141
9	体操	354	116	0	116	60	28	88	28	18	10	14
10	バスケットボール	313	126	0	126	22	25	47	79	70	9	12
11	レスリング	146	43	0	43	38	0	38	5	3	2	3
12	セーリング	220	25	73	98	31	29	60	38	19	19	27
13	ウエイトリフティング	123	36	5	41	7	21	28	13	9	4	6
14	ハンドボール	151	40	0	40	40	0	40	0	0	0	0
15	自転車	235	102	0	102	20	14	34	68	34	34	45
16	ソフトテニス	140	68	0	68	2	20	22	46	46	0	0
17	卓球	149	53	3	56	2	0	2	54	54	0	0
18	軟式野球	209	70	139	209	14	8	22	187	178	9	12
19	相撲	130	56	0	56	20	12	32	24	13	11	15
20	馬術	200	11	26	37	22	10	32	5	4	1	2
21	フェンシング	102	25	0	25	25	0	25	0	0	0	0
22	柔道	125	37	0	37	30	7	37	0	0	0	0
23	ソフトボール	320	129	51	180	5	16	21	159	62	97	127
24	バドミントン	295	243	0	243	10	12	22	221	95	126	165
25	弓道	148	28	0	28	0	20	20	8	8	0	0
26	ライフル射撃	154	53	10	63	3	35	38	25	10	15	22
27	剣道	112	27	0	27	27	0	27	0	0	0	0
28	ラグビーフットボール	115	48	0	48	10	13	23	25	10	15	20
29	スポーツクライミング	112	40	9	49	13	4	17	32	14	18	24
30	カヌー	235	98	54	152	22	0	22	130	3	127	166
31	アーチェリー	91	30	0	30	2	8	10	20	14	6	8
32	空手道	175	46	0	46	46	0	46	0	0	0	0
33	銃剣道	88	16	0	16	16	0	16	0	0	0	0
34	クレール射撃	101	26	1	27	15	12	27	0	0	0	0
35	なぎなた	112	21	0	21	21	0	21	0	0	0	0
36	ボウリング	127	26	6	32	2	0	2	30	11	19	26
37	ゴルフ	158	39	0	39	3	0	3	36	32	4	6
38	トライアスロン	111	111	0	111	6	50	56	55	21	34	46
39	高校野球	127	39	0	39	0	0	0	39	39	0	0
合計		7,090	2,926	604	3,530	752	421	1,173	2,357	1,244	1,113	1,475

※1 開催時従事見込数: 2027年の第82回国民体育大会開催時に審判員・要資格運営員として活動できる県内有資格者数

審判員の年齢的(定年制を含む)・体力的条件や審判員以外(選手・監督等)で団体に参加する等の理由により、今後の審判員養成の対象外となるものを除く

※2 養成目標数: 原則として、⑨不足数に1.3を乗じた数(1.3倍の安全率は途中で資格取得が困難になった場合の減少数を考慮して設定)

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成（案）について

○基本的な考え方

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針及び基本計画により、2023年度から計画的に両大会開催時までの8年間で不足している競技役員等を養成していくため、各競技役員等を養成する。

年 度	日 時	国スポ・障スポ準備委員会	競技団体（国スポ）
2021年 令和3年	11月	奈良県準備委員会設立 ●第1回常任委員会 ・競技役員等編成基本方針 ・競技役員等養成基本方針 ・競技役員等養成基本計画 決定	
	1月	◎第1回競技運営専門委員会 ・競技役員等の養成について（案）	
2022年 令和4年	4月	●競技団体担当者会議 ・基礎調査について説明 競技役員のうち、審判員、要資格 運営員数の県内状況調査及び 近府県の派遣可能数の調査。	基礎調査書 作成 6月末提出
	6月末		
	7月	●事務局にて基礎調査まとめ ・審判員・要資格運営員養成計画 （案）作成 ↓	
	8月	●第2回競技運営専門委員会 ・審判員・要資格運営員養成計画 （案）決定 ↓ ●第2回常任委員会 ・審判員・要資格運営員養成計画 決定	
2023年 令和5年 （開催8年前）	4月～		競技団体ごとに 審判員等養成開始 ↓ 開催年まで

※障スポの競技役員等養成については、開催5年前から計画及び養成となる予定

決定した方針等

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催の基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

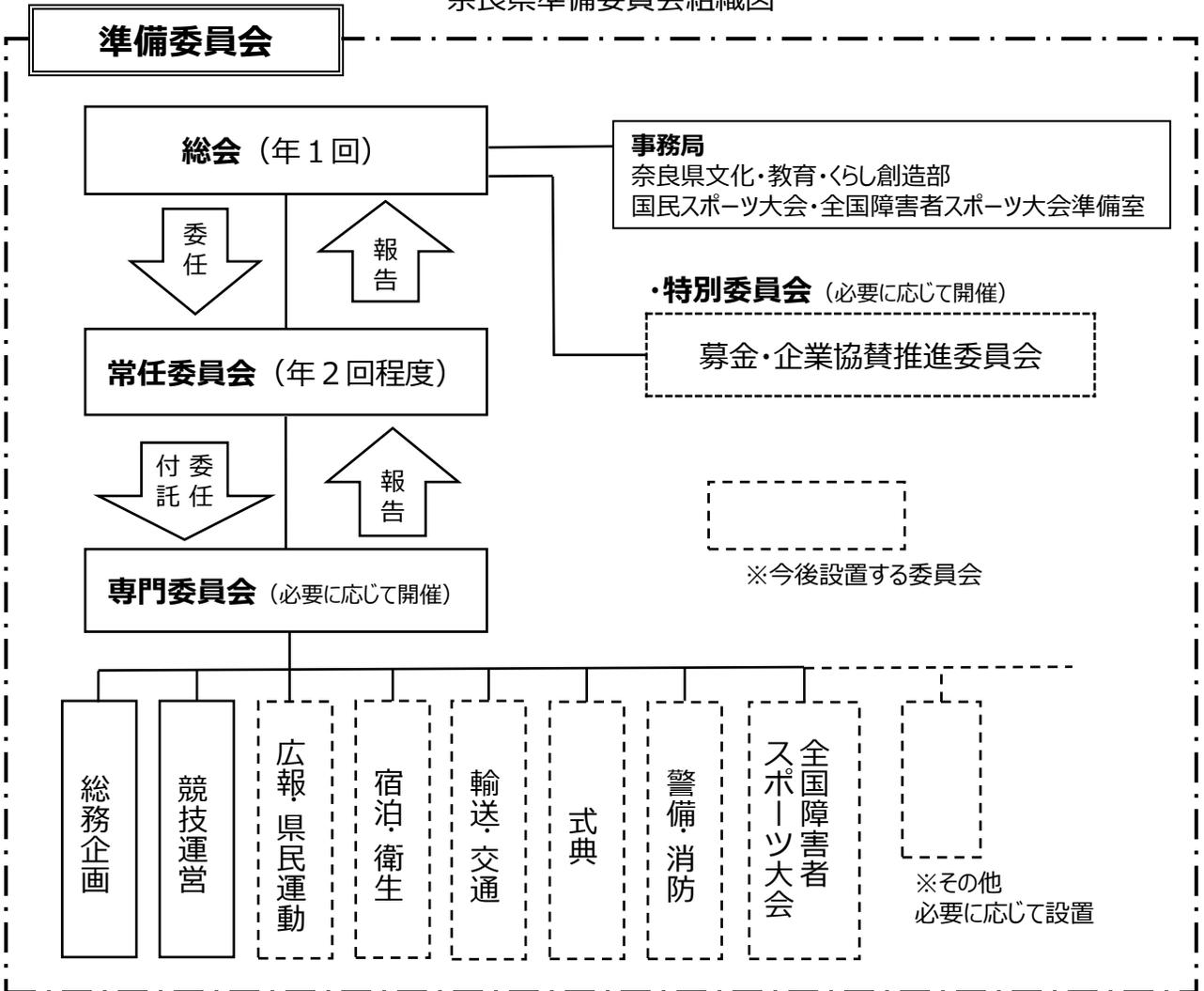
第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和3年11月24日）から施行する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会組織図



- 総会**
- ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
 - ・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・実質的な施策の審議・決定を行う機関（専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定）
 - ・総会から委任された事項（開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等）の審議決定
- 専門委員会**
- ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項（専門的な施策）を審議・調査（必要に応じて設置。名称についても変更の場合あり）
 - 総務企画・・・ 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等
 - 競技運営・・・ 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等
 - 広報・県民運動・・・ 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等
 - 宿泊・衛生・・・ 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等
 - 輸送・交通・・・ 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
 - 式典・・・ 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
 - 警備・消防・・・ 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等
 - 全国障害者スポーツ大会・・・ 大会の開催準備
- 募金・企業協賛推進委員会（特別委員会）**・・・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1. 基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会は、大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組めます。

その中で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組めます。

これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

また、世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信します。

このような取組を、大会の成功に向けて、全ての市町村及び競技団体、関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていきます。

2. 実施目標

(1) スポーツを支える仕組みづくり

トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝え、選手を導けるように、教育分野やスポーツ医・科学等とも連携・協力し、スポーツを支える仕組みづくりに取り組めます。

(2) 県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進

県民が夢や感動を得ることができる大会になるよう、奈良県で活躍する選手を育成するとともに、子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備します。

(3) だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げていきます。

(4) 奈良県の魅力を全国に発信

自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組めます。

総会から常任委員会への委任事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 大会実施競技に関すること
- 8 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 9 広報及び県民運動に関すること
- 10 宿泊及び衛生に関すること
- 11 輸送及び交通に関すること
- 12 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 その他開催準備に関すること

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

- * 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- * 委任事項：委任された事項を決議すること。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等編成基本方針

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

1 基本方針

(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

なお、障スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町村、競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

(2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則とし、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。

(3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会役員	要項第 23 項第 2 号の規程に該当する者（国スポのみ）	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員 直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員 直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員等の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員や関係役員（監督、コーチ、選手及び集団演技関係役員等）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員	総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が必要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

競技役員等養成基本計画

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

区分・養成方法・養成団体				年 度							開催年	
				2023 8年前	2024 7年前	2025 6年前	2026 5年前	2027 4年前	2028 3年前	2029 2年前		2030 1年前
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上								
				(障スポ) 資格取得・資格維持・資質向上								
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上							
					(障スポ) 資格取得・資格維持・資質向上							
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成・資質向上							
					(障スポ) 養成・資質向上							
競技補助員	県内講習会	競技団体	養成・資質向上									
			(障スポ) 養成・資質向上									
競技会係員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成									
			(障スポ) 養成									
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成									
			(障スポ) 養成									

5 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。